

**伊賀市タレントマネジメントシステムサービス提供及び導入支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務概要

(1) 目 的

市職員の人事関連情報（職務経歴、職務意向、適性、スキル、人事評価、面談記録など）をデータベース化し一元管理することができるタレントマネジメントシステムの導入及び運用にあたり、豊富な知識と専門的な企画力を有する事業者から広く提案を募り、総合的な審査により、最も優秀な者を選定することを目的に公募型プロポーザルを実施する。

(2) 業務名

伊賀市タレントマネジメントシステムサービス提供及び導入支援業務委託

(3) 履行場所

伊賀市内

(4) 業務内容

別紙「伊賀市タレントマネジメントシステムサービス提供及び導入支援業務委託仕様書」のとおり

(5) 履行期間

契約締結の日から令和 12 年 3 月 31 日まで

2. プロポーザルの実施方式

公募型プロポーザル方式

3. 予算限度額

本プロポーザルの結果に基づく契約は、「システムサービス利用契約」及び「システム導入支援業務委託契約」の 2 本で構成するものとし、それらを合わせた予算限度額は次のとおりとする。

なお、契約方法の詳細は、提案書特定者と協議の上決定する（いずれか一方での契約もあり得る。）。

総額：27,135,900 円（令和 8 年度～令和 11 年度分）

（内訳）

令和 8 年度　：8,048,700 円

令和 9 年度～令和 11 年度　：19,087,200 円

※消費税額及び地方消費税額を含む。

4. 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

（1）　公告日現在、伊賀市契約規則（令和 4 年伊賀市規則第 29 号）第 15 条第 2 項に規定する入

札参加資格者名簿の「事務事業委託－システム開発・管理」に登録されている者

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- (5) 公告又は指名から契約締結までの期間に、伊賀市又は三重県で指名停止等の措置を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）
- (6) 法令、規則等に違反していない者
- (7) 伊賀市（令和 8 年 4 月末時点で人口約 82,000 人）と同規模以上の地方自治体において、提案するタレントマネジメントシステムを導入し、**令和 5 年 4 月以降に** 1 年以上安定稼働させた実績があること。

5. 技術提案を求める内容

別紙「伊賀市タレントマネジメントシステムサービス提供及び導入支援業務委託仕様書」のとおりとする。

6. 参加資格確認申請書及び設計図書等

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（様式第 2 号） 1 部

イ 履行実績書（様式第 3 号） 1 部

※ 4. 参加資格（7）で定める導入実績の確認のため、業務内容等が記載されている仕様書等の一部（写）及び履行実績を証する書類（写）を添付すること。

(2) 提出書類の受付

ア 受付期間 令和 8 年 7 月 29 日（水）から令和 8 年 8 月 7 日（金）午後 4 時 30 分まで

※ 持参の場合の受付は閉庁日及び平日の正午から午後 1 時までを除く

午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。

イ 受付場所 伊賀市四十九町 3184 番地 伊賀市総務部人事課

ウ 提出方法 持参又は郵送による提出

※ 郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により発送し、提出期限までに必着させること。

(3) 設計図書等の閲覧

ア 閲覧期間 令和 8 年 7 月 29 日（水）から令和 8 年 8 月 7 日（金）まで

伊賀市ホームページに掲載する。

(4) 設計図書等に対する質問の受付

ア 受付期間 令和8年7月29日(水)から令和8年8月7日(金)午後4時30分まで

イ 受付場所 伊賀市総務部人事課

電子メールアドレス jinji@city.iga.lg.jp

ウ 提出方法 「質問書(様式第9号)」に質問事項を記載の上、上記電子メールアドレスに送信し、その旨を電話にて連絡すること。電話及び直接来所による質問には応じない。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は一括して質問回答書として取りまとめ、令和8年8月14日(金)に伊賀市ホームページに掲載することとし、個別回答は行わない。

7. プロポーザル参加資格の確認

(1) 参加者の決定

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格の有無の通知

参加資格の有無については、プロポーザル参加資格確認結果通知書(様式第5号)により令和8年8月14日(金)に通知する。

(3) 資格がないと通知された者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領(平成19年伊賀市告示第256号)第4条に規定する苦情申立書(様式第1号)により否認理由の説明を求めることができる。

ア 受付期間 プロポーザル参加資格確認結果通知書にて通知を受けた日の翌日から5日以内の閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く午前9時から午後4時30分まで

イ 受付場所 伊賀市四十九町3184番地 伊賀市総務部人事課

ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

(4) 中止又は延期

伊賀市プロポーザル方式実施要綱(平成25年伊賀市告示第176号)第17条に該当する場合は、プロポーザルを中止又は延期する場合がある。

8. 提案書の受付

(1) 受付期間 令和8年8月14日(金)から令和8年8月21日(金)午後4時30分まで

※持参の場合の受付は閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く
午前9時から午後4時30分までとする。

- (2) 受付場所 伊賀市四十九町 3184 番地 伊賀市総務部人事課
- (3) 提出方法 持参又は郵送による提出
※郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により発送し、提出期限までに必着させること。
- (4) 提案書作成要領及び提出部数
別紙「伊賀市タレントマネジメントシステムサービス提供及び導入支援業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」を参照すること。

9. 参加辞退届の提出

本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

- (1) 提出書類 参加辞退届（様式第8号）
- (2) 提出期限 令和8年8月21日（金）午後4時30分まで
※持参の場合の受付は閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く
午前9時から午後4時30分までとする。
- (3) 提出場所 伊賀市四十九町 3184 番地 伊賀市総務部人事課
- (4) 提出方法 持参又は郵送による提出
※郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により発送し、提出期限までに必着させること。
- (5) 提出部数 1部

10. 評価方法及び評価基準

提案書の特定までに関わる審査は、伊賀市タレントマネジメントシステムサービス提供及び導入支援業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施し、最優秀候補者1者、次点者1者を選定する。

評価方法及び評価基準は、別紙「伊賀市タレントマネジメントシステムサービス提供及び導入支援業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準書」のとおりとする。

11. ヒアリングの実施

- (1) 開催日 令和8年8月31日（月）（予備日 令和8年9月1日（火））
- (2) 場所 伊賀市役所本庁舎（伊賀市四十九町 3184 番地）内会議室
- (3) 実施方法 プレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答を実施し、別紙「伊賀市タレントマネジメントシステムサービス提供及び導入支援業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準書」のとおり審査を実施する。
- (4) 参加人数 参加者の出席人数は4名以内とする。
- (5) その他 実施時間及び場所等の詳細は改めて提案書提出者に連絡する。

12. 提案書の特定

(1) 提案書特定・非特定の通知

令和8年9月7日（月）（予定）

(2) プロポーザル提案書評価結果通知書（様式第7号）により通知する。

(3) 特定されなかった者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領第4条に規定する苦情申立書（様式第1号）により非特定理由の説明を求めることができる。

ア 受付期間 プロポーザル提案書評価結果通知書にて通知を受けた日の翌日から5日以内の閉庁日及び平日の正午から午後1時までを除く午前9時から午後4時30分まで

イ 受付場所 伊賀市四十九町3184番地 伊賀市総務部人事課

ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

13. 業務委託先の決定

(1) 業務仕様書の作成

提案書特定の通知を受けた者は、速やかに業務仕様について伊賀市とその内容を協議し、業務仕様書を作成する。

(2) 契約の方法

業務仕様書が作成されたのち、提案書特定者と随意契約による契約を締結する。ただし、最優秀候補者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。

(3) 契約保証金の納付

伊賀市契約規則第28条の規定による。

14. その他

(1) 詳細は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱の規定によるものとする。

(2) 資料作成及びヒアリング等の本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加希望者及び提案書提出者の負担とする。

(3) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。

(4) 提案書等の提出者は、本業務に関して専門分野（管理技術者を除く。）についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加できない。

(5) 提案書等を提出した者が、審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。

(6) 提案書等が、次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。

- ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- イ 提案書等作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、既に発表されたものと同一あるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。

15. 担当部署

伊賀市総務部人事課

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地

電話0595-22-9605 FAX0595-22-9742

電子メールアドレス jinji@city.iga.lg.jp